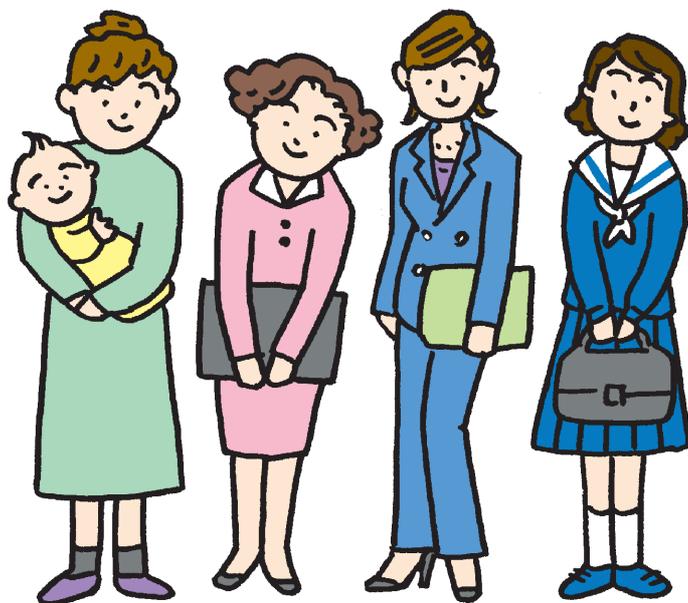


## 基本目標 2 人権・健康

- 生き方と性の自己決定権、女性に対する暴力の根絶、個人として生涯にわたる人権の確立 -

生涯を通じて 健康で  
いきいきと 自分らしく  
生きていけるために



女性がいいきと自分らしく生きていくためには、生涯を通じて健康であるとともに、暴力などによる人権の侵害を受けることなく、一人ひとりの生き方についての自己決定が尊重される必要があります。

しかし、府民意識調査において9.4%の女性が「夫婦や恋人、パートナーからの暴力を直接経験したことがある」と回答するなど、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は、近年、大きな社会的問題となりつつあります。

また、女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面しますが、「女性は子どもを産んで一人前」といった考え方が根強くあるなど、女性の自己決定権に対する社会の認識が不足しており、こうした社会的圧力に悩む女性も少なくありません。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、早急な対策を行うとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点により、女性の生涯を通じた健康に配慮する総合的な取組を進めます。

また、個人の自己決定が尊重され、多様な生き方が選択できる社会づくりを進めます。

- 計画課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 計画課題8 メディアにおける女性の人権擁護
- 計画課題9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の確立
- 計画課題10 男女平等を推進し、多様なライフスタイルの選択を可能にする教育・学習の充実

## 計画課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の基本的人権及び自由の享受を妨げ、侵害するものであり、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む重大な社会的・構造的問題です。

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力の被害は潜在化する傾向があることから、これまで実態の把握が難しい状況にありましたが、近年、国や地方公共団体の実態調査等により、被害の実態が明らかにされてきています。

### ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーの間の暴力のことで、「殴る、蹴る」などの身体的暴力だけでなく、「話しかけても無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「望まない性行為を強要する」などの性的暴力など、様々な形態があります。

府民意識調査では、女性回答者の9.4%が「直接経験したことがある」と回答しており、また、**総理府(現内閣府)**の調査では、女性回答者の4.6%が、「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」経験があると回答するなど、深刻な被害の実態が明らかにされています。

しかし、その被害は、被害者の心理的抵抗や社会的圧力から潜在化する傾向にあり、そのことが被害の実態把握や問題の解決を困難なものとしています。「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていける」「自分にも悪いところがある」などの思い込みから、暴力を受けても自分だけで我慢してしまう女性が多く、公的機関や民間の機関に被害を相談しているのは、DV被害者のわずか4.0%(総理府調査)となっています。

### DV被害の防止に向けた取組

被害の潜在化を防ぎ、DVを根絶するためには、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行い、女性への暴力に対する認識を深めていくことが重要です。

京都府女性総合センターにおける啓発講座の実施や、わかりやすい啓発冊子の作成・配布などにより、DVに対する正しい認識を広める

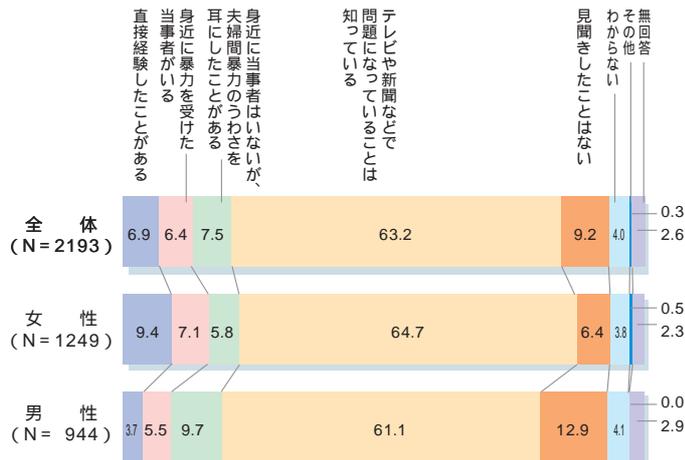
\*総理府調査

「男女間における暴力に関する調査」(2000年2月)

とともに、被害を受けたときの相談先や対処方法などの情報提供に努めます。

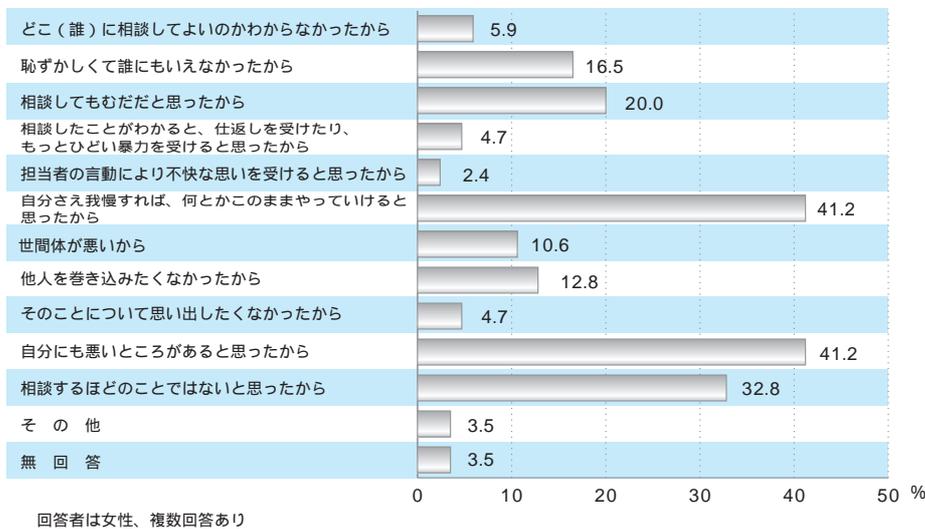
### 図 夫・パートナーからの暴力

問：最近、夫・恋人、パートナーから身体的・心理的な暴力を受けるという女性に対する暴力が問題視されていますが、あなたは、夫婦や恋人、パートナーの間での暴力について経験したり見聞きしたことがありますか。



\*男女共同参画社会に関する府民意識調査 (1999年3月 京都府)

### 図 身体的な暴行被害を相談しなかった理由



\*男女間における暴力に関する調査 (2000年2月 総理府)

また、被害相談については、現在、女性総合センターや婦人相談所などで対応していますが、同センターで新たに「DV被害者のグループ・カウンセリング」を行うとともに、地域で様々な相談に携わる民生委員や母子相談員などを対象に相談マニュアルを作成し、研修を行うなどして、相談体制の充実を図ります。

さらに、DV事案では、被害女性が経済的・社会的に自立できない

ため、加害男性から逃れられない状況も見られますが、このような状況を改善するためにも、女性の経済的自立を支援する取組を進めます。

## 関係機関の連携強化

NGO・NPOを含めた関係機関との連携を深め、互いに情報交換、研鑽を行うことにより、被害者の保護・救済・自立支援について総合的な対策を進めます。現在、女性総合センターや婦人相談所、警察本部、関係市町村、NPOなど、相談事業を実施している機関により「女性のための相談ネットワーク会議」を実施していますが、同会議を中心に、引き続き関係機関の連携強化や取組の充実を図ります。

## セクシュアル・ハラスメント対策

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、府民意識調査の結果、12.6%の女性が「直接経験したことがある」と回答しています。特に、20歳代女性では26.4%、30歳代女性では18.0%とかなり多くの女性が、セクハラ被害を受けていることがわかります。

男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図るよう、引き続き企業等への啓発に努めます。

また、雇用の場以外においても、セクシュアル・ハラスメントにより女性の人権が侵害されることがないように、広く啓発・広報に努めます。

## ストーカー対策等

ストーカー事案については、被害者からの申出等に的確に対応できるよう、警察本部及び府内各警察署にストーカー対策室を設置するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為については、同法に基づいた警告、禁止命令、検挙措置を、それ以外の事案についても、積極的な法の適用や防犯指導による被害防止措置等を講じているところです。

また、関係部署にはできる限り女性警察官を配置するなど、被害女性が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、性犯罪等の捜査においては、被害女性の心情に配慮した事情聴取等に努めているところです。

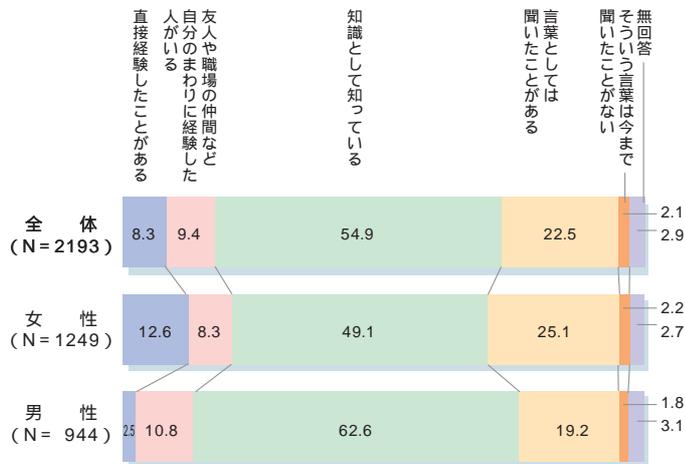
今後も引き続き、関係法令に基づき、犯罪に対する的確な対処を行うとともに、被害女性の心情に配慮した取組の充実に努めます。

### \* ストーカー

つきまとい行為。一般的には、特定の人に対する恋愛感情などの好意の感情や、それが満たされなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、つきまといや交際の要求、無言電話などを行うことをいう。

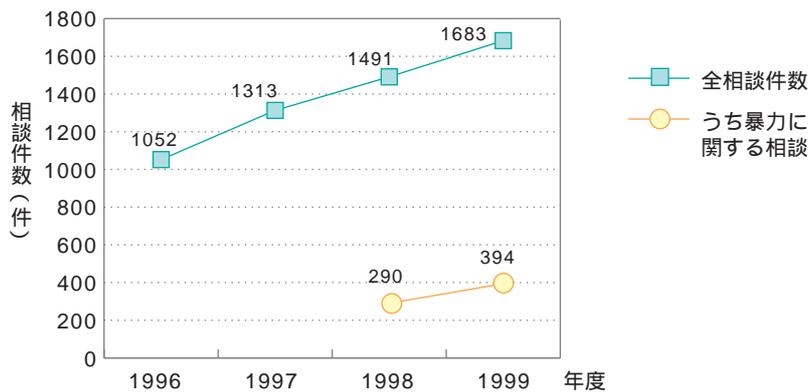
## 図 セクシュアル・ハラスメント

問：セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的いやがらせ）について経験したり、見聞きしたことがありますか。



\* 男女共同参画社会に関する府民意識調査  
(1999年3月 京都府)

## 図 京都府女性総合センターにおける女性相談の状況



\* 京都府女性総合センター調べ

## 施策の方向

- 1 男性の意識啓発のための研修機会の充実
- 2 女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発
- 3 暴力被害者の保護・救済・自立促進の充実
- 4 関係行政機関・NGO・NPOとの連携、支援
- 5 相談員等、関係職員に対する研修、女性職員の配置
- 6 被害者への対応マニュアルの作成
- 7 セクシュアル・ハラスメント防止のための取組の推進
- 8 性犯罪・ストーカー事案への厳正な対処と被害者への配慮
- 9 相談・救済機関の連絡先等、被害者が必要とする情報の提供

## 計画課題 8 メディアにおける女性の人権擁護

メディアによる情報発信は、人々の意識や行動、社会の規範や文化に大きな影響を与えるものであり、その内容には社会的公平性や倫理観が求められます。

そのため、番組基準や倫理規定等の策定・厳守など、メディアにおいては様々な取組が進められていますが、女性の性的側面の過剰な強調や、女性に対する暴力的な描写など、性差別的な情報は依然として多く存在しています。

府民意識調査においても、「女性の人権が尊重されていないと感じること」として、多くの回答者が広告、雑誌、ポルノ映画・アダルトビデオなどをあげていますが、いずれも女性の回答の方が男性よりも多く、男女の間で意識差が大きいことがわかります。

### ジェンダーに敏感な視点の育成

メディアには、引き続き性の商品化や暴力表現の是正などの自主的な取組が期待されるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない女性と男性の多様なイメージを社会に浸透させ、性別に基づく固定観念の変化を促す積極的な役割が期待されます。

メディアの担い手において、ジェンダーに敏感な視点の育成が図られるとともに、女性の参画が促進されるよう、メディアに関する企業等に対し働きかけを行います。

さらに、情報の受け手側についても、メディアを読み解く力をはぐくむことが大切です。府民への広報・啓発や女性総合センターにおける学習講座等を通じて、ジェンダーに敏感な視点の育成に努めます。

### 新しいメディアへの対応

インターネットなどの情報通信技術の急速な発展は、大量の情報収集・発信を容易にし、女性のエンパワーメントの大きな助けとなっていますが、その一方で、ホームページ上でのわいせつ情報や性の商品化など、新たな問題も生み出しています。

このような新たなメディアにおいても、自主的なルールが形成され、利用者のモラルが確立されるよう、インターネットの接続事業者等に対する広報・啓発に努めます。

#### \* 性の商品化

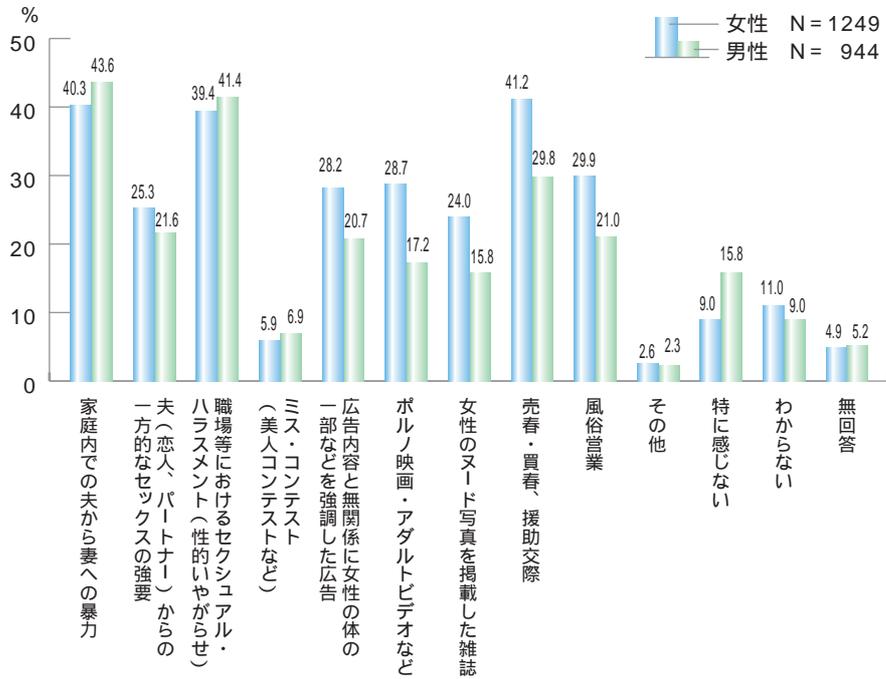
売買取春やポルノ、女性の性的側面を過剰に強調した広告など、女性の性を商品として取り扱うこと。

#### \* メディアを読み解く力

テレビや新聞、雑誌、広告などの情報に含まれるジェンダーや性差別表現を、批判的な視点でとらえる能力。メディア・リテラシーともいう。

## 図 女性の人権の尊重

問13：女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。  
(あてはまるものを全てを選択)



\*男女共同参画社会に関する府民意識調査  
(1999年3月 京都府)

## 施策の方向

- 1 性の商品化・暴力表現の是正に向けた自主的取組の促進、社会的配慮の徹底
- 2 児童・生徒を対象とした性・暴力表現についてのメディアの自主的な規制の促進
- 3 固定観念にとらわれない女性と男性の多様なイメージの浸透
- 4 メディアに関係する企業等における女性の登用促進
- 5 メディアに携わる人々の研修の促進
- 6 インターネットなど新たなメディアにおける自主的ルールの形成・遵守、モラルの確立

## 計画課題 9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康・権利)の確立

女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、ライフサイクルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、生涯にわたる女性の健康について、社会的な配慮が求められるとともに、妊娠や出産・中絶をはじめとした女性の身体に関わる事柄については、個人の自己決定が尊重される必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、そのような考え方に基づいた、女性の人権についての新たな概念です。1994年(平成6年)の国際人口・開発会議(カイロ)で初めて提唱され、翌年の第4回世界女性会議(北京)で、女性の人権として位置付けられました。

リプロダクティブ・ヘルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、安全な避妊・中絶、性感染症の予防、患者の人権を尊重した治療の在り方などの、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及

次代を担う子どもたちを産み育てることは、個人にとっても、社会にとってもたいへん重要なことです。しかし一方では、「女性は子どもを産んで一人前」といった社会的圧力や、「子育ては母親が行うべき」といった固定的な考え方が、出産・子育てに対する女性の負担感につながっています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい概念が社会に定着するよう、学校・社会・家庭教育等、あらゆる機会を通じて啓発を進めます。また、子どもを持つことが男女双方の喜びとなるように、固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事と家庭の両立支援など、子どもを安心して産み育てられる環境の整備に努めます。

## 子どもを持たない、あるいは持てない人々への配慮

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及・啓発にあたっては、子どもを持たない、あるいは持てない人々に対する十分な配慮が必要です。

体外受精等、近年急速に進歩している生殖技術等を活用した、不妊治療にあたっては、女性の心身の健康に十分に配慮されることが大切です。また、「女性の役割は出産すること」といった考え方につながらないよう配慮されることが望まれます。

## 女性の生涯を通じた健康への配慮

女性の生涯を通じた健康が配慮されるよう、予防、健康診断、相談、治療等の充実を図ります。母子保健サービスや**周産期**医療の充実など、妊娠出産期における女性の健康支援に努めるとともに、子宮がん、乳がんなどの女性に特有の病気について、引き続き予防検診の充実を図ります。

また、学校における性教育の充実や、エイズをはじめとした性感染症に対する知識の普及、低用量経口避妊薬等に関する知識の普及など、性に関する正しい情報の普及・啓発に努めます。

さらに、スポーツ活動を通じて女性の健康が増進されるよう、女性のスポーツ参加を促進するとともに、女性のスポーツ指導者の養成や参画促進などを図ります。

### \* 周産期

妊娠22週以降から生後7日（出生当日から数える）までのこと。

## 施策の方向

- 1 女性の性的自己決定が尊重される教育・学習機会、広報・啓発の充実
- 2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい概念の周知
- 3 女性の健康を脅かす問題に関する認識の普及・浸透、対策の充実
- 4 治療・相談・援助に関する体制・サービスの充実などライフサイクルを通じた女性の健康づくりのための環境の整備
- 5 周産期医療サービスの充実等、母子保健対策の一層の充実
- 6 体外受精等、近年急速に進歩している生殖技術にかかる**インフォームド・コンセント**の普及
- 7 スポーツの振興等による女性の健康増進

### \* インフォームド・コンセント

患者に診療の目的や内容を納得できるように説明し、了解を得て治療すること。

## 計画課題 10 男女平等を推進し、多様なライフスタイルの選択を可能にする教育・学習の充実

家庭、学校などで行われる教育・学習は、女性のエンパワーメントとともに、男女平等の意識を根づかせ、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要です。

今日、女性の教育水準は高く、高等学校への進学率、短期大学を合わせた大学への進学率は、いずれも女性が男性を上回っています。

しかし、大学における女子学生の専攻分野を見ると、分野の偏りは年々小さくなっているものの、男子学生とは大きな違いが見られます。女子学生は男子学生に比べて、人文科学の専攻が多く、社会科学、自然科学の専攻が少ない状況となっています。

### 男女平等に関する教育の充実

ジェンダーに敏感な視点を取り入れ、男女平等を基本とする教育を推進するとともに、子どもが性別にとらわれずに個性を伸ばし、多様な進路選択を可能とすることが重要です。

学校においては、**男女混合名簿の導入**や男女平等を基本とする教育に対する教職員の研修など、さまざまな取組を進めてきましたが、今後も引き続きその取組の充実に努めます。各種の教育活動の場面において、男女の固定的なイメージや慣習・慣行による教育を“気づかないうち”に行っていないか（**隠れたカリキュラム**）など、教育のあらゆる場面における点検・見直しを積極的に進めます。

また、家庭においても、固定的な性別役割分担意識に基づいて子どもたちの教育・しつけを行っていないか、同様に点検・見直しが行われることが期待されます。

### 生涯学習の充実

また、近年は、価値観やライフスタイルの多様化とともに、教育・学習に対するニーズも多様化しており、多様な学習機会が生涯にわたって確保されることが求められています。特に、情報通信の高度化や産業構造の変化等を背景として、職業能力の開発に対するニーズも高まっています。

生涯学習においても、ジェンダーに敏感な視点を取り入れていくこ

#### \*男女混合名簿

性別順の男女別名簿に対して、氏名順、生年月日順など男女を一緒にして作成した名簿。男女の必要以上の区別が、無意識のうちに生徒の固定的な性別役割分担意識を生み出すことにつながるとの指摘から、導入が進められている。

#### \*隠れたカリキュラム

教育活動の場面において気づかないうちに性別役割分担意識を生徒に植え付けてしまうこと。教材の中の男女の描き方や、生徒への接し方、クラス委員長は男子が多いが保健、清掃係は女子が多いといったことなど。男女別名簿も「隠れたカリキュラム」に当たるとの指摘がある。

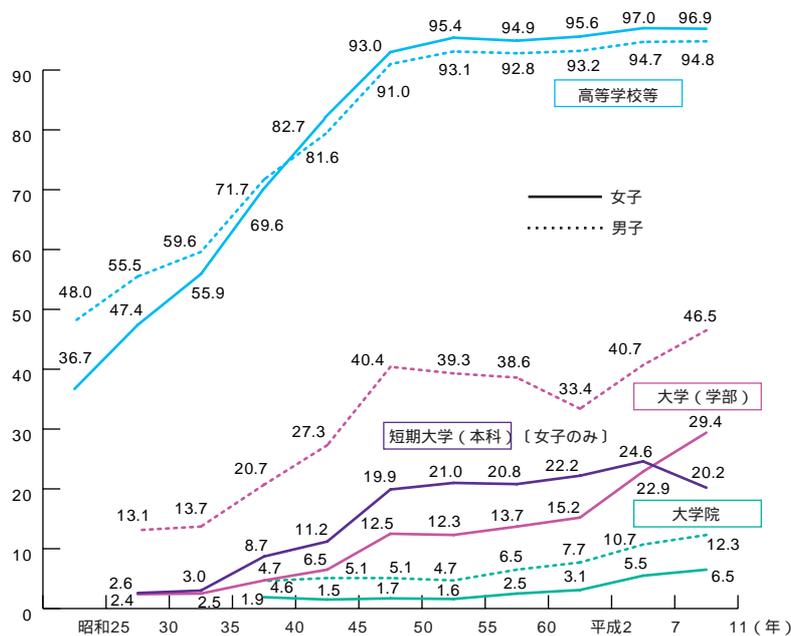
とが大切であり、女性総合センターや婦人教育会館と生涯学習機関や地域団体との連携を強め、あらゆる学習の機会を通じて府民の意識啓発を進めます。

また、生涯にわたって社会活動を続けながら必要に応じて各種の教育を受けられる柔軟な仕組み（リカレント教育）の充実や、女性のエンパワーメント、職業能力開発の充実等に努めます。

\*リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対する各種教育

図 学校種類別進学率の推移



\* 出典：平成12年度男女共同参画白書（総理府）

- 注：(1) 高等学校等...中学校卒業者のうち、高等学校等の本科・別科・高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。また、高等学校の通信課程（本科）への進学者を除く。）の占める比率。  
 (2) 大学（学部）・短期大学（本科）...浪人を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（浪人も含む。）を3年前の中学校卒業者数で除した比率。  
 (3) 大学院...大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率。（医学部、歯学部は博士課程への進学者）

資料出所：文部省「学校基本調査」

図 女子学生の専攻分野別構成（大学学部）

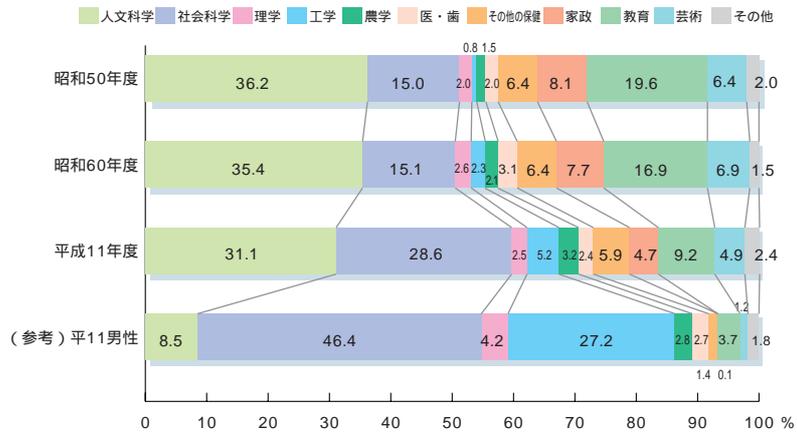
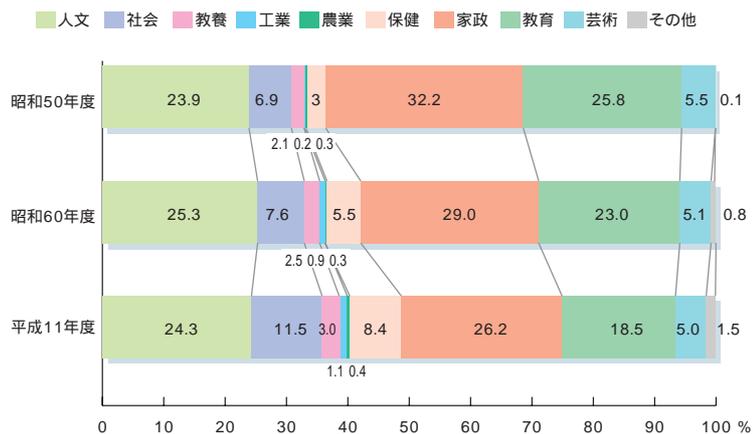


図 女子学生の専攻分野別構成（短期大学）



資料出所：文部省「学校基本調査」

## 施 策 の 方 向

- 1 家庭教育に関する学習機会、相談・情報提供の充実
- 2 父親の家庭教育への参加支援をはじめとする男性の家庭や地域活動への参加の促進
- 3 学校教育における人権尊重、男女平等等に関する学習機会の充実
- 4 固定的な性別役割分担意識を是正する教材の内容の見直しや指導方法の工夫・改善
- 5 必要以上に男女を別に分ける慣習・慣行の見直し
- 6 P T Aをはじめとした地域の関係団体、機関における男女の共同参画
- 7 性別にとらわれない主体的な進路選択能力を育成する進路指導の充実、学生の進路選択に際しての多様な情報提供
- 8 生涯にわたって職業などの社会活動を続けながら必要に応じて各種の教育を受けられる柔軟な仕組み（リカレント教育）の構築
- 9 生涯学習講座へのジェンダーに敏感な視点の取り入れ
- 10 女性総合センターや婦人教育会館による各種講座、地域活動等のコーディネート

